

紫波町町営住宅条例施行規則(昭和39年紫波町規則第10号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第1章の2 町営住宅及び共同施設の整備基準(第1条の2)
- 第2章 町営住宅及び共同施設の管理(第2条—第22条)
- 第3章 社会福祉事業等への使用(第23条—第27条)
- 第4章 駐車場の管理(第28条—第32条)
- 第5章 補則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、紫波町町営住宅条例(平成9年紫波町条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 町営住宅及び共同施設の整備基準

第1条の2 条例第3条の8第2項から第5項まで、第3条の9第3項、第3条の10及び第3条の11に規定する規則で定める措置は、別表第1のとおりとする。

第2章 町営住宅及び共同施設の管理

(入居者の資格)

第2条 条例第6条第1項各号列記以外の部分の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに定める精神障害の程度に相当する程度
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定に基づく保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (8) 60歳以上の者

2 条例第6条第1項第2号の規則で定める者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をした者が、町長より交付されるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証をいう。以下同じ。)の交付を受けた者とする。

(入居の申込み)

第2条の2 条例第8条の規定により、町営住宅に入居しようとする者は、町営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 条例第6条第1項第2号に規定する親族については、入居申込者との関係及び居住又は同条第2項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する世帯については、その世帯の構成員の関係及び居住を証する書面
- (3) 入居申込者及び条例第6条第1項第2号に規定する親族又は同条第2項に規定する世帯に属する者の収入の額を証する書類
- (4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号。以下「措置法」という。)第21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 措置法第21条に規定する住宅被災市町村(以下「住宅被災市町村」という。)の区域内において、同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者 当該住宅被災市町村の発行する住宅の滅失を証する書面
 - イ 住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15号に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第15条各号に掲げる市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い、移転が必要になった者 当該事業の施行者、認定者又は事業費負担者となる地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書面
- (5) 前条第3号に規定する障害者については、当該障害者であることを証する書類
- (6) 前条第2項に規定する者については、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の写し(公開抽選)

第3条 町長は、条例第9条第4項の規定による公開抽選を行う場合は、入居申込者に対し、町営住宅抽選券(様式第3号)を交付し、公開抽選を行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知するものとする。(優先入居者)

第4条 条例第9条第5項の規定により、優先的に選考して入居させることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 同居親族のない60歳以上の者又は60歳以上の者であつて、条例第6条第1項第2号に規定する親族のすべてが、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 配偶者
 - イ 18歳未満の者
 - ウ 次号に規定する心身障害者
 - エ おおむね60歳以上の者
- (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 戦傷病者にあつては、第2条第2号に該当する者
 - イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、第2条第3号アに該当する者
 - ウ 知的障害者又は精神障害を有する者にあつては、児童相談所長、知的障害者更生相談所長若しくは精神保健福祉センター所長又は精神科の診療の経験を有する医師により、中度以上の知的障害者と判定された者又は中度以上の知的障害者と同程度の障害を有していると判定された者
 - エ 第2条第5号アに該当する者又は母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - オ 第2条第5号イに該当する者
- (3) 引揚者、炭坑離職者その他町長が特に認めた者(入居許可証)

第5条 町長は、条例第8条第2項の規定により入居を許可したときは、町営住宅入居許可証(様式第2号)を交付するものとする。(入居補欠決定通知書)

第6条 町長は、条例第11条第1項の規定により入居補欠者を決定したときは町営住宅入居補欠者決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。(入居の手続)

第7条 条例第12条第1項第1号の規定により提出する誓約書は、町営住宅入居誓約書(様式第5号)によるものとし、連帯保証人の印鑑証明書及び収入の額を証する書類を添えなければならない。

- 2 入居者は、連帯保証人に代えて家賃債務保証業者(条例第12条第3項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。)と家賃の支払に係る債務を保証する契約(以下「家賃債務保証委託契約」という。)を締結したときは、当該契約を締結したことを証する書面の写しを町長に提出しなければならない。
- 3 条例第12条第5項の規定による入居可能日の通知は、町営住宅入居可能日通知書(様式第6号)による。(連帯保証人等の変更手続)

第8条 条例第13条第2項及び第3項の規定により連帯保証人等を変更しようとするときは、町営住宅連帯保証人等変更承認申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、町営住宅連帯保証人等変更承認書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人を変更しようとするとき 誓約書(連帯保証用)(様式第9号)並びに連帯保証人の印鑑証明書及び収入の額を証する書類

(2) 連帯保証人に代えて家賃債務保証委託契約を締結しようとする場合又は家賃債務保証業者を変更しようとするとき 誓約書(家賃債務保証用)(様式第9号の2)及び家賃債務保証委託契約を締結したことを証する書面の写し

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに町営住宅同居者異動等届(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第14条の規定により同居の承認を得ようとするときは、町営住宅同居承認申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 同居しようとする者の住民票の写し

(2) 同居しようとする者と入居者との関係を証する書面

(3) 同居しようとする者、入居者及び同居者の収入の額を証する書類

(4) 高齢者世話付住宅に同居させようとする者が障害者である場合は、当該障害者に関し、その事実を証する書類

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、町営住宅同居承認書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(入居の承継の承認)

第11条 条例第15条の規定により入居の承継の承認を得ようとする者は、町営住宅入居承継承認申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書類

(2) 申請書及び同居者の収入の額を証する書類

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、町営住宅入居承継承認書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

3 第7条第1項の規定は、入居の承継の承認を得た場合について準用する。

(構造、面積等)

第12条 町営住宅の構造、1戸当りの専用床面積及び条例第16条第2項に規定する数値は別表第2のとおりとする。

(収入申告)

第13条 条例第17条第1項の規定により入居者は、毎年8月末日までに、町営住宅入居者収入申告書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第17条第2項の規定により収入の額を認定したときは、町営住宅入居者収入認定・家賃決定通知書(様式第16号)により入居者に通知するものとする。

3 入居者は、条例第17条第3項の規定により意見を述べようとするときは、前項の規定による通知の日の翌日から起算して30日以内に町営住宅収入(収入超過者・高額所得者)認定更正申出書(様式第17号)により町長に申し出なければならない。

4 町長は、前項の申出を行なった入居者の収入の額の認定を更正したときは、町営住宅収入認定額更正通知書(様式第18号)により入居者に通知するものとする。

(家賃等の減免基準)

第14条 条例第18条に規定する家賃の減免又は条例第20条第2項に規定する敷金の減免の額は、次の各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、町長が入居者及びその同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1) 入居者又は同居者の収入(条例第2条第4号に規定する収入をいう。ただし、所得税法(昭和44年法律第33号)第35条第2項第1号の規定による公的年金等は、同法第28条の規定による給与所得とみなし、同条第2項の計算によるものとする。)が失職その他の理由により低額である場合は、次の掲げる収入の区分に応じ、当該区分ごとに定める率を家賃に乗じて得た額

ア 34,501円以上69,000円以下のとき。 0.1

イ 1円以上34,500円以下のとき。 0.3

ウ 収入が無いとき。 0.5

- (2) 入居者又は同居者が疾病にかかり、収入から療養費を差し引いた額が次に掲げる額となった場合は、次に掲げる額の区分に応じ、当該区分ごとに定める率を家賃に乗じて得た額
- ア 34,501円以上69,000円以下のとき。 0.1
 - イ 1円以上34,500円以下のとき。 0.3
 - ウ 1円未満のとき。 0.5
- (3) 入居者又はその同居者が災害により損害を受けた場合であって、収入から当該損害額を差し引いた額が次に掲げる額となる場合は、次に掲げる額の区分に応じ、当該区分ごとに定める率を家賃に乗じて得た額
- ア 34,501円以上69,000円以下のとき。 0.1
 - イ 1円以上34,500円以下のとき。 0.3
 - ウ 1円未満のとき。 0.5
- (4) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である入居者の家賃又は敷金が同法による住宅扶助基準額を超える場合は当該超える額
- (5) 入居者又は同居者が疾病にかかり過大な療養費を必要とし、又は災害により著しい損害を受けたこと等により長期にわたり無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、家賃を支払う見込みがないと町長が認めた場合は、家賃及び敷金の全額
- 2 条例第18条に規定する家賃の徴収猶予又は条例第20条第2項に規定する敷金の徴収猶予の額は、入居者が一時に納付することができないと認められる金額を限度として町長が認める額とし、その徴収猶予の期間は、1年を超えない範囲内で町長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。
- (家賃の減免等の申請)
- 第15条 条例第18条(条例第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定により家賃の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者又は条例第20条第2項の規定により敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、町営住宅(家賃減免・敷金減免・徴収猶予)承認申請書(様式第19号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 町長は、前項の申請を承認をしたときは、町営住宅(家賃減免・敷金減免・徴収猶予)承認書(様式第20号)により申請者に通知するものとする。
- (入居者の費用負担)
- 第15条の2 条例第22条に規定する費用のうち共用部分で入居者が負担する額は、町営住宅ごとに設備等を勘案して町長が定めるものとする。
- (不在の届)
- 第16条 条例第25条の規定による届出は、町営住宅不在届(様式第21号)により町長に提出しなければならない。
- (原状変更の承認)
- 第17条 入居者は、条例第27条の規定により、町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用すること、又は条例第28条の規定により町営住宅を模様替若しくは増築することについて承認を得ようとするときは、町営住宅原状変更(用途併用・模様替・増築)承認申請書(様式第22号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、町営住宅原状変更(用途併用・模様替・増築)承認書(様式第23号)により申請者に通知するものとする。
- (収入超過者等の認定)
- 第18条 町長は、条例第29条第1項の規定により入居者を収入超過者として認定したときは、町営住宅収入超過者認定通知書(様式第24号)により入居者に通知するものとする。
- 2 町長は、条例第29条第2項の規定により入居者を高額所得者として認定したときは、町営住宅高額所得者認定通知書(様式第25号)により入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、条例第29条第3項の規定により意見を述べようとするときは、前項の規定の通知の翌日から起算して30日以内に町営住宅収入(収入超過者・高額所得者)認定更正申出書により町長に申し出なければならない。
- 4 町長は、前項の申出に理由があると認めるときは、町営住宅収入超過者・高額所得者認定更正通知書(様式第26号)により入居者に通知するものとする。
- (新たに整備される町営住宅への入居)
- 第19条 条例第36条の規定により新たに整備された町営住宅に入居しようとする入居者は、町営住宅入居申出書(様式第27号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申出により町営住宅への入居を決定したときは、町営住宅建替に伴う入居決定通知書(様式第28号)により入居者に通知するものとする。
- (町営住宅建替事業等に係る家賃の特例)
- 第20条 条例第37条又は条例第38条の規定による家賃の減額の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減額の期間は、5年以内の期間とする。

- (1) 町営住宅建替事業の施行又は町営住宅の用途の廃止に伴い、除却すべき町営住宅(以下この号において「建替前の住宅等」という。)から当該事業により新たに整備された町営住宅又は他の町営住宅(以下この号において「建替後の住宅等」という。)に入居した場合 建替後の住宅等の家賃から建替前の住宅等の家賃を控除した額に、建替後の住宅等の入居の日から1年以内にあつては6分の5を、1年を超え2年以内にあつては6分の4を、2年を超え3年以内にあつては6分の3を、3年を超え4年以内にあつては6分の2を、4年を超え5年以内にあつては6分の1を乗じて得た額
- (2) 町営住宅の建替事業の施行に伴い、仮住居として入居した他の町営住宅の家賃が従前の町営住宅の家賃を超える場合 当該超える額

(住宅の明渡し)

第21条 入居者は、条例第39条第1項の規定により町営住宅を明け渡そうとするときは、町営住宅明渡し届(様式第29号)を町長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第20条第3項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第39条第1項の規定による検査を受けた後、敷金還付請求書(様式第30号)を提出しなければならない。

(集会所の使用)

第22条 集会所の使用の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 入居者又は同居者の使用 福利厚生、文化教養等のための集会その他必要な行事等であつて、私的経済行為又は政治若しくは宗教行為を伴わない活動
 - (2) 団体等の使用 入居者が属する行政区の活動又は入居者若しくは同居者が属する団体のボランティア活動等
 - (3) その他の使用 前2号の使用に支障がないと認められる活動等
- 2 前項第1号及び第2号の使用にあつては、前日までに集会所使用簿(様式第31号)に所定事項を記入のうえ、管理人の承認を得なければならない。
- 3 第1項第3号の使用にあつては、3日前までに、管理人の意見を付して集会所使用承認申請書(様式第32号)を提出のうえ、町長の承認を得なければならない。
- 4 町長は、前項の規定による申請を承認をしたときは、集会所使用許可書(様式第33号)により申請者に通知するものとする。
- 5 集会所の使用料は、条例第41条第2項の規定による。ただし、公益上特に必要があると認められるときは、使用料を減免することができる。

第3章 社会福祉事業等への使用

(使用の申込み)

第23条 条例第43条第1項の規定により許可を受けようとする社会福祉法人等は、町営住宅使用許可申請書(様式第34号)を町長に提出しなければならない。

(使用許可証)

第24条 町長は、条例第43条第2項の規定により使用を許可したときは、町営住宅使用許可証(様式第35号)を交付するものとする。

(使用の期日)

第25条 前条の規定による使用の許可を受けた社会福祉法人等は、町長の指定する日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに使用を開始できない場合は、その旨を申し出て町長の承認を得なければならない。

(使用料)

第26条 条例第44条第1項の規定による使用料は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条に規定する方法により算出した額とする。この場合において、同条第1項の家賃算定基礎額は同条第2項の表の上欄の最も低い収入の区分の項に应ずる同表の下欄に定める額とする。

(準用)

第27条 社会福祉法人等の町営住宅の使用について、第15条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「同居者」とあるのは「居住者」と読み替えるものとする。

第4章 駐車場の管理

(使用の申込み)

第28条 条例第51条第1項の規定により駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申込書(様式第36号)を町長に提出しなければならない。

(公開抽選)

第29条 町長は、前条の申込者の数が、駐車場の区画の数を超える場合は、公開抽選により使用者を決定するものとし、使用申込者に対し駐車場使用抽選券(様式第37号)を交付し、公開抽選を行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知するものとする。

(使用許可)

第30条 町長は、条例第52条第2項の規定により使用を許可したときは、駐車場使用許可証(様式第38号)を交付するものとする。

(駐車場使用料の減免等)

第31条 条例第53条第2項の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、駐車場使用料減免・徴収猶予承認申請書(様式第39号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請を承認したときは、駐車場使用料減免・徴収猶予承認書(様式第40号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の減免及び徴収猶予の基準は、第13条の規定を準用する。

(駐車場の明渡し)

第32条 使用者は、駐車場を明渡そうとするときは、駐車場明渡し届(様式第41号)を町長に提出しなければならない。

第5章 補則

(立入検査員の証)

第33条 条例第59条第3項の規定による証票は、立入検査員の証(様式第42号)による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則(以下「新規則」という。)第2条、第4条、第5条、第7条第10条、第11条、第12条の規定のうち「条例第16条第2項の規定による数値」、第13条から第15条まで、第18条から第20条まで、第30条及び第31条の規定は適用せず、旧規則第2条から第4条まで、第7条、第8条第11条、第16条、第18条及び第19条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	条例第6条	紫波町町営住宅条例の全部を改正する条例(平成9年紫波町条例第30号。以下「新条例」という。)附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第6条
	条例第5条第4号	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第5条第4号
第4条	条例第10条第1項第1号	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第10条第1項第1号
	条例第10条第5項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第10条第5項
第7条	条例第18条第1項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第18条第1項
第8条	条例第18条第1項及び第2項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第18条第1項及び第2項
第11条	条例第25条第2項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第25条第2項
第16条	条例第35条第1項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第35条第1項
第18条	条例第37条第3項	新条例附則第2項によりなおその効力を有するものとされる旧条例第37条第3項

4 新規則第16条及び第18条の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は附則第2項の町営住宅については前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、改正後の例によることができる。この場合において、第16条第1項の規定中「8月末日」とあるのは「12月25日」と読み替えるものとする。

附 則(平成9年12月22日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年11月1日規則第34号)

この規則は、平成12年11月6日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日規則第17号)

1 この規則は、平成17年9月26日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第10条の改正並びに別表朝日ヶ丘北住宅の部に平成17年度の款を加える改正は平成17年11月11日から、同表朝日ヶ丘北住宅の部昭和40年度の款及び昭和43年度の款32.6の項を削る改正は平成17年12月1日から施行する。

2 この規則による改正後の紫波町町営住宅条例施行規則第2条の入居の申込み、同規則別表朝日ヶ丘北住宅の部平成17年度の款の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、平成17年11月11日前においても行うことができる。

附 則(平成18年7月14日規則第33号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月1日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の紫波町町営住宅条例施行規則様式第5号及び第9号の規定は、この規則の施行の日以後にされた誓約について適用し、同日前にされた誓約については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月28日規則第10号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月28日規則第24号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日規則第7号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第1条の2関係)

区分	措置
条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、公営住宅の借上げの場合は、同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合にあっては、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5—1(3)の等級4の基準)を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。)を行う措置
条例第3条の8第3項に規定する規則で定める措置	住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の8第4項に規定する規則で定める措置	条例第3条の8第4項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置

条例第3条の8第5項に規定する規則で定める措置	住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が専用配管にあつては評価方法基準第5の4の4—1(3)の等級2の、共用配管にあつては評価方法基準第5の4の4—2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の9第3項に規定する規則で定める措置	町営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあつては、評価方法基準第5の6の6—1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の10に規定する規則で定める措置	住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の11に規定する規則で定める措置	町営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置

別表第2(第12条関係)

名称	建設年度	構造	面積	条例第16条第2項の規定による数値
朝日田住宅	平成9年度	耐火構造	64.9m ²	0.88又は0.89
			79.5	0.88又は0.89
朝日ヶ丘北住宅	平成5年度	耐火構造	54.9	0.9又は0.91
			70.5	0.9又は0.91
			73.6	0.91
	平成6年度	耐火構造	54.9	0.9又は0.91
			73.4	0.9又は0.91
			76.4	0.91
	平成12年度	耐火構造	51.14	0.93
			66.53	0.93
			80.00	0.93
	平成17年度	耐火構造	56.64	0.93
67.55			0.93	
みどりヶ丘住宅	昭和41年度	簡易耐火構造	37.5	0.81
			32.6	0.81
的場住宅	昭和44年度	木造	37.5	0.7
			32.4	0.7
希望ヶ丘住宅	昭和42年度	木造	32.4	0.79
	昭和43年度	木造	32.4	0.77
第2希望ヶ丘住宅	昭和46年度	簡易耐火構造	37.5	0.75又は0.77
			34.8	0.75又は0.77
	昭和47年度	簡易耐火構造	37.5	0.75又は0.77
			35.0	0.75又は0.77
	昭和48年度	簡易耐火構造	40.0	0.75
			36.6	0.75
	昭和49年度	簡易耐火構造	45.2	0.77
			41.5	0.75

		簡易耐火構造(2)	51.0	0.77
	昭和50年度	簡易耐火構造(2)	55.5	0.77
			51.6	0.77
	昭和53年度	簡易耐火構造	54.1	0.77
		簡易耐火構造(2)	66.0	0.77
			58.9	0.77

様式第1号(第2条の2関係)